



メタデータ登録簿（MDR）—
第3部：登録簿メタモデル及び基本属性

JIS X 4181-3 : 2004
(ISO/IEC 11179-3 : 2003)
(JSA)

平成 16 年 10 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

（日本規格協会 発行）

日本工業標準調査会標準部会 情報技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	石崎 俊	慶應義塾大学
(委員)	浅野 正一郎	国立情報学研究所
	伊藤 文一	財団法人日本消費者協会
	岩下 直行	日本銀行
	岩田 秀行	日本電信電話株式会社
	大久保 彰徳	社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	筧 捷彦	早稲田大学
	金谷 学	総務省
	河内 浩明	社団法人電子情報技術産業協会
	後藤 志津雄	株式会社日立製作所
	小町 祐史	パナソニックコミュニケーションズ株式会社
	関根 千佳	株式会社ユーディット
	高森 國臣	総務省
	成田 博和	富士通株式会社
	平野 芳行	日本電気株式会社
	伏見 諭	社団法人情報サービス産業協会
	藤村 是明	独立行政法人産業技術総合研究所
	宮川 秀眞	財団法人日本情報処理開発協会
	宮澤 彰	国立情報学研究所
	山本 泰	日本アイ・ビー・エム株式会社
	山本 喜一	慶應義塾大学
	若井 博雄	財団法人日本規格協会
	渡辺 裕	早稲田大学

主務大臣：経済産業大臣 制定：平成 16.10.20

官報公示：平成 16.10.20

原案作成者：財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4 丁目 1-24 TEL 03-5770-1573)

審議部会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 二瓶 好正）

審議専門委員会：情報技術専門委員会（委員会長 石崎 俊）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット情報電気標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第12条第1項の規定に基づき、財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

制定に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、**ISO/IEC 11179-3:2003, Information technology—Metadata registries (MDR)—Part 3 : Registry metamodel and basic attributes** を基礎として用いた。

JIS X 4181-3 には、次に示す附属書がある。

附属書 A (参考) 用語のアルファベット順一覧

附属書 B (参考) モデリング表記法

附属書 C (参考) ISO/IEC 11179-3:1994 基本属性から ISO/IEC 11179-3:2003 メタモデル及び基本属性への写像

JIS X 4181 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS X 4181-1 データ要素の仕様—第1部：データ要素の仕様に関する枠組み

JIS X 4181-2 データ要素の仕様—第2部：データ要素の分類

JIS X 4181-3 メタデータ登録簿(MDR)—第3部：登録簿メタモデル及び基本属性

目 次

	ページ
序文	1
1. 適用範囲	1
1.1 適用範囲—メタデータ登録簿の構造	1
1.2 適用範囲—メタデータ項目の基本属性	2
1.3 適用範囲—現在規定していない側面	2
1.4 適用性の範囲	2
2. 引用規格	2
3. 定義	3
3.1 メタモデル構成要素の定義	3
3.2 この規格で使用する上位語	4
3.3 メタモデルにおけるメタデータオブジェクトのアルファベット順一覧	6
3.4 略語の一覧	17
4. メタデータ登録簿の構造	17
4.1 メタデータ登録簿のためのメタモデル	17
4.2 メタモデルの適用	17
4.3 メタモデルの仕様	18
4.4 型、実現値及び値	18
4.5 拡張性	19
4.6 日付参照	19
4.7 メタモデルの記述	19
4.8 管理及び識別の領域	22
4.9 命名及び定義の領域	27
4.10 分類の領域	30
4.11 データ要素概念の領域	31
4.12 概念及び値域の領域	34
4.13 データ要素の領域	38
4.14 統合メタモデル	41
5. 基本属性	42
5.1 基本属性の使用法	42
5.2 共通属性	43
5.3 データ要素概念に固有の属性	44
5.4 データ要素に固有の属性	44
5.5 概念定義域に固有の属性	45
5.6 値域に固有の属性	45
5.7 許容値に固有の属性	45

ページ

5.8 値意味に固有の属性	45
6. 適合性	45
6.1 適合性の程度	46
6.2 適合性の水準	46
6.3 義務	46
6.4 この規格の前の版に対する適合性	47
6.5 実装適合性宣言 (ICS)	47
6.6 登録に関する役割及び責任	47
附属書 A (参考) 用語のアルファベット順一覧	48
附属書 B (参考) モデリング表記法	48
附属書 C (参考) ISO/IEC 11179-3:1994 基本属性から ISO/IEC 11179-3:2003 メタモデル及び基本属性への写像	48
解 説	87

白 紙

(4)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

日本工業規格

JIS

X 4181-3 : 2004

(ISO/IEC 11179-3 : 2003)

メタデータ登録簿（MDR）— 第3部：登録簿メタモデル及び基本属性

Information technology—Metadata registries (MDR)—
Part 3 : Registry metamodel and basic attributes

序文 この規格は、2003年に第2版として発行された ISO/IEC 11179-3:2003, Information technology—Metadata registries (MDR)—Part 3 : Registry metamodel and basic attributes を翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本工業規格である。1.～6.については、原国際規格の同項目を全文翻訳し、附属書A～附属書Cについては、それぞれ原国際規格の同項目の内容を引用するものとした。

なお、この規格で点線の下線を施してある“参考”は、原国際規格にはない事項である。

参考 この規格は、次の正誤表を反映している。

ISO/IEC 11179-3:2003/Cor.1:2004, Information technology—Metadata registries (MDR)—Part 3:
Registry metamodel and basic attributes TECHNICAL CORRIGENDUM 1

1. 適用範囲 この規格は、メタデータ登録簿 (*Metadata Registry*) の構造について規定する (1.1 参照)。この規格は、メタデータ項目を記述するのに必要な基本属性及び完備したメタデータ登録簿が適合していない状況 (例えば、他の国際規格の仕様の中) で使用してもよい基本属性を規定する (1.2 参照)。

1.3 は、現在規定していない側面を示す。

1.4 は、この規格を適用してもよい活動の例を示す。

備考 この規格の対応国際規格を、次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、ISO/IEC Guide 21に基づき、IDT (一致している), MOD (修正している), NEQ (同等でない) とする。

ISO/IEC 11179-3:2003, Information technology—Metadata registries (MDR)—Part 3 : Registry
metamodel and basic attributes (IDT)

参考 この規格では用語を強調するとき、斜体を使用する。

1.1 適用範囲—メタデータ登録簿の構造 包括的なメタデータ登録簿管理機能は、規則及び手続の集合を必要とする。この規則及び手続は、次のとおりこの箇条に続く箇条及び附属書で示され、この規格の他の部で補完される。

a) メタデータオブジェクトの定義は、この規格の 3.3 による。

b) 概念データモデルの形式での登録簿の構造は、この規格の 4.による。

登録簿の側面は、次のとおり JIS X 4181 規格群の他の部で詳細に示す。

a) JIS X 4181 規格群のための総合的な枠組みは、この規格群の第1部で規定する。

b) メタデータを分類するための規則及び指針は、この規格群の第2部による。

c) 定義の定式化のための規則及び指針は、ISO/IEC 11179-4 による。